明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（総務五九）　一
〔告　示〕
○著作権に関する講習会の件（文化庁四五）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、地方職員共済組合役員の異動、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定、厚生年金基金解散・清算人就任関係　四三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○総務省令第五十九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十五日

総務大臣　山本　早苗

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の五の次に次の一条を加える。

（利用者保護に関する報告）

第四条の六　電気通信事業法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務（別表に掲げる区分による種類（以下「別表種類」という。）ごとに毎四半期末における契約（説明義務対象外契約（同条の規定により提供条件の概要の説明をすべき契約以外の契約をいう。以下同じ。）を除く。）の数が一万以上である電気通信役務に限る。）を提供する電気通信事業者は、様式第二十三の九により、毎四半期経過後一月以内に、当該別表種類に係る当該毎四半期末の当該電気通信役務の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

2　電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務（別表種類ごとに毎四半期末における契約（説明義務対象外契約を除く。）の数が一万以上である電気通信役務に限る。）を提供する電気通信事業者は、様式第二十三の十により、毎四半期経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎四半期末の書面解除（電気通信事業法施行規則第二十二条の二の三第一項第十一号に規定する書面解除をいう。）に関する契約状況等及び確認措置契約（同令第二十二条の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約をいう。）に関する契約状況等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

3　電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者（別表種類ごとに半期（四月から九月まで及び十月から三月までの各期間をいう。以下この条において同じ。）末ごとにおける契約（説明義務対象外契約を除く。）の数が一万以上である電気通信事業者であつて、当該半期末において媒介等業務受託者に当該電気通信役務に係る媒介等業務及びこれに付随する業務の委託をしているものに限る。）は、様式第二十三の十一により、毎半期経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎半期末の当該電気通信役務の媒介等業務受託者の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

第十一条中「第二条」の下に「、第四条の六第二項」を、「事項」の下に「並びに第四条の六第三項の規定により提出された書面等に記載又は記録された整理番号の数の総数」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表　電気通信役務の種類（第四条の六関係）

一　仮想移動電気通信サービス以外の携帯電話端末サービスの役務（その提供に先立つて対価の全部を受領するものを除く。次号及び第三号において同じ。）

二　仮想移動電気通信サービス以外の無線インターネット専用サービスの役務

三　仮想移動電気通信サービスである無線インターネット専用サービスの役務であつて、その提供に関する契約に、その変更又は解除をすることができる期間の制限及びそれに反した場合の違約金（その額がその利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の額を超えるものに限る。）の定めがあるもの

四　ＦＴＴＨアクセスサービス